

## 大阪府立自然公園条例審査基準

大阪府立自然公園条例(平成13年大阪府条例第6号。以下「条例」という。)第6条第3項の許可に関する基準は、大阪府立自然公園条例施行規則(平成13年大阪府規則第60号。以下「規則」という。)第15条に掲げるものとする。

なお、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であっても、緑化回復のために植栽を行った土地を含んだ土地において当該廃棄物の埋立てを行うときは、規則第15条第22項第5号ただし書に該当しないものとする。

また、規則第15条第26項第2号の「風致の維持に著しい支障を及ぼす特別の理由があると認められるもの」としては次のものが例として考えられる。

1 当該申請に係る行為が、自然地(木竹、花き及び草葉類の生育地(農地を含む。)、河川、沼、池並びに湖であることが確認できる土地をいう。以下同じ。)の形状の変更を伴うものであって、次に掲げるもののいずれにも該当しないもの

(1) 収用対象事業等の公共公益性の高い事業を行うもの

(2) 収用対象事業実施のため、他の大阪府域の自然公園区域内から移転するもの

で、従前と同様の規模及び内容の行為を行うもの

(3) 農林水産業を営むために必要な行為を行うもの

例えば、農業用倉庫の建築、農業従事者等が居住するために必要な住宅の建築などがあげられる。

(4) 既存宅地内で行うもの

(5) 当該行為地の面積が60平方メートル以下のもの

(6) 一時的な行為であることが明らかな行為(期間限定のイベント等に附帯して行われる行為等)であり、かつ、現況が農地、雑草地等で当該行為完了後1年以内に従前の植生回復が図られることが確実に認められるもの

2 自然地以外の場所における射撃場、オートレース場、産業廃棄物処理施設、工場等の設置等で、騒音、悪臭、ふんじん等の発生により周辺の風致に著しい支障を与えるもの